（共済計理人の確認業務）

第七十四条　共済計理人は、毎事業年度末において、法第十五条の二十五第一項各号（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる事項について、次に掲げる基準その他農林水産大臣が定める基準により確認しなければならない。

一～三　（略）

（責任準備金に関して確認の対象となる共済契約）

第七十五条　法第十五条の二十五第一項第一号（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める共済契約は、全ての共済契約とする。

（共済計理人の確認事項）

第七十五条の二　法第十五条の二十五第一項第三号（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、共済金等の支払能力の充実の状況が共済の数理に基づき適当であるかどうかとする。

（共済計理人の意見書）

第七十六条　（略）

２　共済計理人は、法第十五条の二十五第一項（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により意見書を理事会に提出するとき、及び法第十五条の二十五第二項（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により意見書の写しを行政庁に提出するときは、法第十五条の二十五第一項各号に掲げる事項についての確認の方法その他確認の際に基礎とした事項を記載した附属報告書を添付しなければならない。

（契約条件の変更の申出）

第七十七条　共済事業実施組合は、法第十七条の二第一項（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行おうとするときは、申出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一～三　（略）

（契約条件の変更に係る総会の招集通知の記載事項）

第七十八条　法第十七条の五第三項（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～六　（略）

（契約条件の変更に係る備置書類）

第七十九条　法第十七条の七第一項（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～六　（略）

（共済調査人の選任等）

第八十条　行政庁は、法第十七条の八第一項（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により共済調査人を選任したとき、又は法第十七条の八第三項（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により共済調査人を解任したときは、その旨及び当該共済調査人の商号、名称又は氏名を法第十七条の八第五項（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する被調査組合に通知するものとする。

（共済計理人の確認業務）

第七十四条　共済計理人は、毎事業年度末において、法第十五条の十八第一項各号（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる事項について、次に掲げる基準その他農林水産大臣が定める基準により確認しなければならない。

一～三　（略）

（責任準備金に関して確認の対象となる共済契約）

第七十五条　法第十五条の十八第一項第一号（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める共済契約は、すべての共済契約とする。

（共済計理人の確認事項）

第七十五条の二　法第十五条の十八第一項第三号（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、共済金等の支払能力の充実の状況が共済の数理に基づき適当であるかどうかとする。

（共済計理人の意見書）

第七十六条　（略）

２　共済計理人は、法第十五条の十八第一項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の規定により意見書を理事会に提出するとき、及び法第十五条の十八第二項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の規定により意見書の写しを行政庁に提出するときは、法第十五条の十八第一項各号に掲げる事項についての確認の方法その他確認の際に基礎とした事項を記載した附属報告書を添付しなければならない。

（契約条件の変更の申出）

第七十七条　共済事業実施組合は、法第十七条の二第一項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行おうとするときは、申出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一～三　（略）

（契約条件の変更に係る総会の招集通知の記載事項）

第七十八条　法第十七条の五第三項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～六　（略）

（契約条件の変更に係る備置書類）

第七十九条　法第十七条の七第一項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～六　（略）

（共済調査人の選任等）

第八十条　行政庁は、法第十七条の八第一項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の規定により共済調査人を選任したとき、又は法第十七条の八第三項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の規定により共済調査人を解任したときは、その旨及び当該共済調査人の商号、名称又は氏名を法第十七条の八第五項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）に規定する被調査組合に通知するものとする。